

市川市
浦安市 消防相互応援協定

(総則)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づく市川市(以下「甲」という。)と浦安市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援)

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は大規模災害等が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

(3) 救急応援

甲又は乙の管轄区域内に発生した次に定める救急事故を受報又は覚知した場合は、応援側から救急隊1隊を出場させるものとする。

ア 甲又は乙に出場可能な救急隊が無い場合における救急事案

イ 傷病者の救命に不可欠であると判断できる救急事案

(応援隊の指揮)

第4条 応援出動隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(応援隊の報告)

第5条 応援出場隊の長は、消防活動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

(補足)

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協議書の保管)

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、令和2年12月10日から施行する。

2 市川市・浦安市消防相互応援協定（平成18年11月1日）は、廃止する。

令和2年12月8日

市 川 市

市 長 村 越 祐 民

浦 安 市

市 長 内 田 悦 嗣